

運営指導等の留意点・指摘事項について

介護保険施設・老人福祉施設

(令和6年10月～令和7年9月)

和歌山県介護サービス指導課

運営指導等の留意点・指摘事項について(介護保険施設・老人福祉施設)

はじめに

運営指導等における主な指導事項等を取りまとめましたので、各施設において自己点検を行っていただき、健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

介護老人保健施設

短期集中リハビリテーション加算 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 第2の6(14)①

短期集中リハビリテーション実施加算における集中的なリハビリテーションとは、20分以上の個別リハビリテーションを、1週につきおおむね3日以上実施する場合としているが、リハビリテーション記録に実施時間の記載がなかったため、今後記録すること。

○短期集中リハビリテーション加算について

- ① 20分以上の個別リハビリテーションを、1週につきおおむね3日以上実施する場合をいう。

介護老人保健施設

高齢者虐待防止措置未実施減算

指定宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
2介護老人保健施設サービス 注6

高齢者虐待防止に係る措置を講じていないことが確認された。については、高齢者虐待防止に係る措置について速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告すること。事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの間、入所者全員について高齢者虐待防止未実施減算を行うこと。

注6) 高齢者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第35条の2に規定する措置を講じていない場合、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、虐待の防止のための針を整備していない、虐待の防止のための研修を年2回以上実施していない又はこれらを適切に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

指定介護老人福祉施設

口腔衛生管理加算

指定宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 第2の5(31)③

記録用紙内の一部が未記載となっているものがあったため、本加算を算定する利用者に対しては、漏れなく記入すること。

③歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、当該歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を別紙様式3を参考として作成し、当該施設に提供すること。当該施設は、当該記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。

指定介護老人福祉施設

生産性向上推進体制加算Ⅱ 指定宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 第2の5(49)

利用者の安全並びに介護サービス質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、4つの事項について検討しているとしながら、議事録には一部の事項のみ記載となっている。今後、委員会において4つの事項について検討した内容を議事録に記載するとともに、4つの事項について検討したことの報告をすること。

○厚生労働大臣が定める基準八十六の六

委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- (一) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
- (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- (三) 介護機器の定期的な点検
- (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

指定介護老人福祉施設

衛生管理等について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第27条第2項第1号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第27条第2項第2号

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催できていないため実施すること。

また感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていないため、整備すること。

○第1号及び第2号

当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

指定介護老人福祉施設

事故発生の防止について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第35条第1項第1号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第35条第1項第3号

事故発生の防止のための指針が整備されていないため、整備すること。

また、事故発生の防止のための委員会並びに研修について、実施されていないため、実施すること。

○第1号及び第2号

事故が発生した場合の対応、第2に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止ための指針を整備すること。
指針には次のような項目を盛り込むこととする。

- ①施設における事故防止に関する考え方②委員会その他施設内の組織に関すること③職員研修に関する基本方針
 - ④改善のための方策に関する基本方針⑤事故発生時の対応に関する基本方針⑥指針の閲覧に関する基本方針
- 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

介護老人保健施設

入浴について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第18条第2項

1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭をすることになっているが、実施していない時期があったため、今後は適切に実施すること。

○介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきをしなければならない。

介護老人保健施設

和歌山県

人権擁護に関する研修について 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第4条

人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施することとなっているため、実施すること。

(人権擁護)

第4条 介護老人保健施設は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともにその従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

介護老人保健施設

和歌山県

災害対策推進員の任命について 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第5条

災害対策推進員について、通所介護の職員を配置しているが、介護老人福祉施設の職員を配置すること。

(非常災害対策)

第5条 介護老人保健施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

介護老人保健施設

認知症介護基礎研修の受講について 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第26条第3項

全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないが、一部の従業者(資格を有さない介護職員)について受講が確認できなかったため、受講させること。

○介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

介護老人保健施設

虐待の防止について 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第36条2第1項第2号

虐待の防止のための指針を整備することとなっているが、整備されていなかったため、必要な項目を記載した指針を整備すること。

(第2号) 次のような項目を盛り込むこと。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

介護老人保健施設

虐待の防止のための研修について 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条の2第1項第3号

虐待の防止のための研修が、年1回の開催であったため、年2回以上実施すること。

(第3号)

当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

指定介護老人福祉施設

内容及び手続の説明及び同意について 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条第1項

入所時に入所申込者又はその家族に説明、交付する書類において、「サービス提供開始年月日」が記載されていないため、記載すること。

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

指定介護老人福祉施設

身体的拘束等の適正化について 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第6項第1号

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、3月に1回以上開催できていなかったため、開催すること。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

指定介護老人福祉施設

身体拘束等の適正化について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第6項第3号

身体的拘束等の適正化のための研修が、年1回の開催であったため、年2回以上開催すること。

第3号

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては
…中略、
に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

指定介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条の2第2項

業務継続計画の周知、研修及び訓練の実施について

業務継続計画について、職員への周知、研修及び訓練が実施できていないため、実施すること。

第2号

指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

有料老人ホーム

職員の配置について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第8章(7)(8)

災害対策推進員及び衛生管理推進員について、訪問介護事業所の職員で配置しているが、有料老人ホームの職員で配置すること。

○県指導指針第8章1(7)

管理者は、非常災害対策を推進するため、有料老人ホームの職員である者のうちから災害対策推進員を任命すること。

○県指導指針第8章1(8)

管理者は、サービス提供に当たり適切な衛生管理を行うため、有料老人ホームの職員である者のうちから衛生管理推進員を任命すること。

有料老人ホーム

サービス提供記録について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章3(3)オ

安否確認又は状況把握サービスの帳簿が整備されていないため、帳簿を整備すること。
また、作成した帳簿については2年間保存すること。

○県指導指針第9章3

3 帳簿の整備

老人福祉法第29条第6項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿作成し、2年間保存すること。

(3) 入居者に供与した次のサービス(以下「提供サービス」という。)の内容

オ 安否確認又は状況把握サービス

有料老人ホーム

入居契約書について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第13章2(1)(7)

入居契約書に身元引受人の権利・義務が明示されていないため、明示すること。
連帯保証人と契約を結ぶ場合、極度額を明示する必要がある、入居契約書に極度額を明示すること。

○県指導指針第13章2

- (1) 入居契約書において、有料老人ホームの類型、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務・契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。
- (7) 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。

有料老人ホーム

苦情処理機関について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第13章7

外部の苦情処理機関について入居者に周知されていないため、周知すること。

○県指導指針第13章7

入居者及び身元引受人の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。

サービス付き高齢者向け住宅

職員の配置について

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第6章1(2)

状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するために、概ね9時から17時は職員が少なくとも1人常勤する必要がある、配置すること。

○県指導指針第6章1(2)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。)第11条第1号に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスの提供に関し、常勤することが求められる時間帯は、概ね9時から17時とし、少なくとも1名が常勤すること。

サービス付き高齢者向け住宅

食事の提供サービスについて 和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第8章1(3)

献立表が入居者の目に触れやすい場所に掲示されていなかったため、掲示すること。

○県指導指針第8章1(3)イ

あらかじめ栄養士による献立表を作成し、入居者の目に触れやすい場所に掲示すること。

サービス付き高齢者向け住宅

構造及び設備について 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項

変更した図面が未提出となっているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、変更の届出を行うこと。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項

登録事業を行う者は、第6条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同第2条に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項（抜粋）

前条第1項の登録を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（中略）

ハ サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備

有料老人ホーム

衛生管理等について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第7章7(1)

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されていなかったため、開催すること。

○県指導指針第7章7(1)

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

身体拘束等の禁止について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第10章7(1)
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第8章8(1)

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催することとなっているが、開催できていなかったため、3月に1回以上開催すること。

- 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

非常災害対策について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章6(1)
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章6(1)

定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこととなっているが、実施されていないため、実施すること。

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

運営懇談会について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章11

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章11

運営懇談会を設置・実施できていないため、設置・実施すること。

○事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置すること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

虐待防止の措置について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第10章4

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第8章5

虐待防止の措置について実施できていないため、改善が必要なものについては下記に則り、改善をはかること。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

事故発生防止のための委員会の開催について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第13章8(3)
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第10章7(3)

事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこととあるが、委員会が行われていなかったため、行うこと。

○事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。